

多賀町立図書館設置条例

平成10年7月1日

条例第19号

(目的)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、多賀町立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称および位置)

第2条 図書館の名称および位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 多賀町立図書館
- (2) 位置 犬上郡多賀町大字四手976番地2

(職員)

第3条 図書館に、法第13条に規定する職員のほか、必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第4条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定員は10人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は多賀町教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。